

第 20 号議案

令和元年 7 月 3 1 日

総 務 課

人事委員会委員長の選任について

このことについて、地方公務員法第 1 0 条に基づき、委員長を選任する。

【 参 考 】

○ 地方公務員法

第 10 条 人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。